

## 入札保証制度の変更について

平成25年7月5日から、次のとおり入札保証制度を変更しましたので、入札の参加に当たっては御留意ください。

### 1 変更項目

**入札ボンド制度の取扱いを一部変更します。**

### 2 変更内容

#### (1) 保証割合

ア 入札保証・入札保証保険...入札金額（税込み）の5%以上。

イ 契約保証の予約...入札金額（税込み）の20%以上（低入札価格調査の対象となった場合は30%以上に増額変更）又は契約希望金額が入札金額（税込み）以上

#### (2) 提出時期

入札の公告等に記載します。

持参又は郵便（配達証明付き郵便）により提出してください。

#### (3) 保証の額の変更

一度提出された入札保証の額の変更は認めないものとします。

ただし、金融機関・保証事業会社の契約保証の予約を受けたことにより入札保証金を免除された者（書類において予約に係る保証金額が明示されている場合に限る）であって、低入札価格調査の対象となった者は、別途定める期限までに、予約に係る保証金額が入札金額（税込み）の30%以上となるよう、契約保証の予約に係る保証金額の増額変更を行わなければなりません。

#### (4) 入札の無効

設計図書等と共に添付する「建設工事における入札保証に関する説明事項」に記載します。